

## 平成29年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

### 1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 平成29年9月から平成29年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数	平均件数
一般法人 (社会福祉協議会を含む)	11	4	36.4	4	100.0	25	6.2件/法人
保育所のみ法人	18	6	33.3	6	100.0	28	4.6件/法人
合計	29	10	34.9	10	100.0	53	5.3件/法人

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより福祉総務課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導監査にあたっては、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、今年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他で見られた特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定し、次の事項に特に留意して実施した。

(1) 組織運営関係

- ① 定款の整備
- ② 適正な評議員及び役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営の確保
- ③ 監事監査機能の強化
- ④ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表

(2) 管理関係

- ① 経理規程に則した適正な会計処理
- ② 適切な資産管理
- ③ 情報公開の推進

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。

- ・期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

① 指摘事項の件数

指摘事項		指摘件数	指摘率(%)
組織 運 営	定款等の整備（定款、登記）	5	9.4
	適正な評議員及び役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営の確保役員等の状況	11	20.8
	監事監査機能の強化	0	0
	定款、計算書類等の備え置き、情報の公表	0	0
	議事録の正確な記録	4	7.5
	小 計	20	37.7
管 理	経理規程に則した適正な会計処理	10	18.9
	適切な資産管理	1	1.9
	情報公開の推進	4	7.5
	契約等に関する手順	8	15.1
	小 計	23	43.4
その他		10	18.9
合 計		53	100

※指摘件数は文書指摘を行った件数です。

② 平成29年度の主な指摘事項

【組織運営関係】

- ・定款変更を要する事項が変更されていない。
- ・登記すべき事項について、法定期限内に手続きがされていない。
- ・役員選任関係手続（履歴書の徴収、委嘱状の交付、就任承諾書の徴収等）に不備がある。
- ・理事会の議事録の記載内容に不備がある。
- ・評議員会の議事録の記載内容に不備がある。

【管理関係】

- ・経理規程に基づき、契約書・請書を作成していない。
- ・小口現金の管理を経理規程に基づいた取扱いを行っていない。
- ・随意契約を行った場合に、伺書にその合理的な理由が明確に記載されていない。
- ・自動更新条約条項のある契約について、更新時に契約更新について理事長又は契約担当者の承認を得ていない。
- ・情報公開をHP上で行っていない。（最新のものとする事）

【その他】

- ・経理規程を法改正に則したのものとする事。

- ・会計責任者、出納職員が置かれ、これらの者に対する任命手続きが適正に行われていない。